

長野県告示第538号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年12月5日まで、長野県土木部道路課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年11月20日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川尻小谷糸魚川線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|------------|-----------|
| 北安曇郡小谷村大字中土字落合5482番の11地先から 北安曇郡小谷村大字中土字山すみ5492番の1地先まで | 旧 | 4.0~12.0 m | 0.5370 km |
| 同 上 | 新 | 4.0~12.0 | 0.5370 |
| | | 10.0~28.0 | 0.5680 |

道路課

長野県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年12月5日まで、長野県土木部道路課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

長野県告示第541号

災害復興住宅建設事業補助金交付要綱（昭和57年長野県告示740号）の一部を次のように改正し、平成18年7月1日以後の災害に対する災害復興住宅資金の融資に係る補助金から適用します。

平成18年11月20日

長野県知事 村井 仁

第1中「地震、暴風雨、洪水、火災その他の災害を受けた住宅の復興を容易にするため、」及び「。以下「公庫法」という。」を削り、「資金（以下「災害復興住宅資金」という。）の融資を「災害復興住宅の復興を容易にするため、住宅金融公庫又は金融機関から災害復興住宅資金の貸付け」に改め、「。以下「規則」という。」を削る。

第2第1号を次のように改める。

(1) 金融機関 県内に店舗を有する銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。

第2第3号を同第2第4号とし、同第2第2号を同第2第3号とし、同第2第1号の次に次の1号を加える。

(2) 災害復興住宅資金 住宅金融公庫法第17条第6項の規定により貸し付けられた資金（以下「公庫資金」という。）又は金融機関により貸し付けられた災害による被害を受けた者の住宅の復興のための資金（以下「民間資金」という。）をいう。

第6中「第4及び第5」を「第5及び第6」に、「を借り入れた金融機関」を「の貸付けの業務を行った金融機関等」に改め、同第6を第7とする。

第5を第6とし、第4中「規則」を「補助金等交付規則」に改め、同第4を第5とする。

第3中「災害復興住宅資金の額」の次に「(その額が、公庫資金の融資限度額（特例加算に係る額を除く。）を超えるときは、当該限度額)」を加え、「あつては」を「あつては」に、「2.0パーセント」を「1.5パーセント」に、「年利率から控除」を「償還開始時における年利率から控除」に改め、同第3を第4とし、第2の次に次のように加える。

平成18年11月20日

長野県知事 村井 仁

- 1 路線名 川尻小谷糸魚川線
- 2 供用を開始する区間
北安曇郡小谷村大字中土字落合5482番の11地先から
北安曇郡小谷村大字中土字山すみ5492番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年11月22日

道路課

長野県告示第540号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定します。

平成18年11月20日

長野県知事 村井 仁

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
|-------|-------------|--|
| 県道 | 旧軽井沢軽井沢停車場線 | 北佐久郡軽井沢町東軽井沢27番2から 北佐久郡軽井沢町東軽井沢27番1まで |

道路課

(経費)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる者が行う災害復興住宅の建設等又は補修等に係る経費とする。

- (1) 公庫資金の貸付けを受けた者
- (2) 知事が別に定める期日までに民間資金の貸付けを受けた者で、被災者であることの証明を被災地の市町村長から受けている者

様式第1号中「(第4関係)」を「(第5関係)」に、
 「長野県知事 殿
 金融機関名 支店」を「長野県知事 殿」に、

「木造・簡易耐火・耐火」を「木造(一般・耐久性)・準耐火・耐火」に、

| | | |
|---------|--|-------|
| 災害復興住宅資 | | 住宅補修費 |
| 年金 | | 整地費 |
| 民間金融機関 | | 土地取得費 |
| 勤務先 | | 移転費 |
| その他 | | その他 |

を

| | | | |
|----------|------|--|-------|
| 災害復興住宅資金 | 公庫資金 | | 住宅補修費 |
| | 民間資金 | | 整地費 |
| その他 | | | 土地取得費 |
| | | | 移転費 |
| | | | その他 |

に、

「振込先 銀行 支店 普通 預金口座番号
 当座」を

「振込先 銀行 支店 普通 預金口座番号
 当座」に改める。

- (添付書類) 1 災害復興住宅資金貸付証明書
 2 民間資金の貸付けの場合については、市町村長の発行する災害証明書及び知事が別に定める設計図書

様式第2号中「(第5関係)」を「(第6関係)」に改める。

建築管理課

選告示第63号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成18年11月20日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「老人ホーム 千曲荘 飯山市大字常郷163」を
 「社会福祉法人 四徳健康会 ケアハウス南長野 長野市川中島町今井原11番地 8
 老人ホーム 千曲荘 飯山市大字常郷163」に改め、同表中

「(不在者投票のできる身体障害者更生援護施設)」を「(不在者投票のできる身体障害者支援施設)」に改める。

選挙管理委員会

選告示第64号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

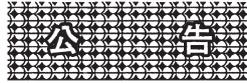
平成18年11月20日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

表中「 | 鬼無里老人福祉センター | “ 鬼無里160番地3 | “ | 」を、

「 | 鬼無里老人福祉センター | “ 鬼無里160番地3 | “ | ” | に改める。
| 長野市生涯学習センター | “ 大字鶴賀問御所1271番地3 | “ | ” | 」

選挙管理委員会



公告

身体障害者を対象とする平成18年度長野県職員採用選考考査を次のとおり行います。

平成18年11月20日

長野県知事 村 井 仁
長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

1 選考の対象となる職

主事

2 採用地区、勤務予定機関、採用予定人員等

| 採用地区 | 勤務予定機関 | 採用予定人員 | 主 な 職 務 内 容 |
|------|----------------------|--------|-------------------------------|
| 東 信 | 佐久地方事務所又は 上小地方事務所 | 1 人 | 事務一般 (相談窓口、情報処理、文書、統計等の業務) |

(注) 勤務機関は、採用内定後に採用予定者の住所等を考慮して決定します。

3 受験資格

(1) 生年月日

昭和46年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者

(2) 障害の程度等

身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の程度が1級から4級までの者で、次に掲げる要件に該当するもの

ア 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしで職務の遂行が可能であること。

イ 活字印刷文による出題に対応することが可能であること。

ウ 長野県内に居住していること（通学等のため県外に居住している場合を含む。）。

(3) 国籍及び欠格条項

日本国籍を有し、かつ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しないもの

4 考査日時及び考査会場

(1) 考査日時

平成18年12月15日（金） 午前8時30分

(2) 考査会場

長野県佐久合同庁舎（所在地 佐久市大字跡部65-1）